

# 東西経済交流の活発化

## 〔要　　旨〕

1953年のスターリン死後東西間の冷戦緩和に伴いソ連・東欧と西欧間に始まった東西貿易は、58年フルシチョフによる平和共存声明を契機にその後着実な増大を示すようになった。この間、商品貿易のみならず、技術・生産面にわたる産業協力も行われるようになった。東側で産業協力ということがいわれだしたのは、65年にポーランドとイタリアとの間に「経済・産業・技術協力協定」が締結されたときからである。その後、産業協力は合弁事業に発展、東西間の共同出資による合弁企業が西側だけでなく、東側内部にも設立されるようになった。もっとも、東側内部に設立が認められた合弁企業は従来から東欧のなかでとくに西側に経済接近を深めているユーゴスラビアに多いが、そのほかではまだルーマニアに数件みられるにすぎない状況である。それにしても、東側内部に西側資本(最高49%)と東側国営企業が合弁会社を設立し、その営業収益の配分等が行われるようになったことは、生産手段の国有を原則としている社会主义国としては画期的な出来事といえよう。

一方、金融面に目を転ずれば、東側では国内経済改革の実施と同時に技術改善の促進を目的として、西側から先進的な技術、機械設備の買付けを進めており、外貨手持ちの潤沢でない東側は、このため従来西側企業から延払い信用を受けてきたが、近年に至り、東側のプロジェクトの大規模化に伴い、バンク・ローンを西側金融機関から取り入れる例が目だってきた。さらに、70年代に入って東側金融機関のユーロ・ドラー市場での資金調達も活発化しており、また、ハンガリー国立銀行が戦後東側で初めてロンドン市場においてユーロ債を発行し、その消化に成功するなど、東西間の金融協力もこのところ注目される動きがみられるようになった。このほか、昨年12月、コメコン加盟国のルーマニアがIMF、世銀への加盟を実現し、また、本年に入り、約半世紀ぶりに共産圏の本山であるモスクワに米国商業銀行の駐在員事務所が開設されたことも見のがしえない。

以上のように最近東西間の経済交流は多面的になっており、しかも今後ソ連のシベリア・極東地域における資源開発等について西側との協力に期待がかけられていること也有って、先行き東西経済交流の動静につき多大の関心が寄せられている。

## 〔目 次〕

## はしがき

1. 東西経済交流の推移と現状
  - (1) 東西貿易の推移
  - (2) 東西経済協力の多様化
    - イ. 産業協力と合弁事業
    - ロ. 金融協力の進展
  2. わが国とソ連、東欧との経済交流

## 3. 東西経済交流活発化の背景

- (1) 政治的背景
- (2) 東側の経済的背景
- (3) 西側の経済的背景
4. 問題点と見通し
  - (1) 東西経済交流をめぐる諸問題
  - (2) 見通し

## はしがき

東西経済交流は商品貿易から産業協力、合弁事業、さらに金融協力へと多面的に広がりつつある。こうしたおりから、まず東西貿易の最近までの推移を振り返り、次いで東西間の経済協力の現状と、かかる東西間の動静のうちにおけるわが国と東側との経済交流の実体をつまびらかにし、さらに東西経済交流活発化の理由、今後の経済交流の見通しと問題について検討を加えてみることとしよう。

(注1) 本稿の東西経済交流で取りあげる「東」はソ連、東欧諸国に限り(アジア共産圏諸国を含まない)、「西」は先進諸国に限る(発展途上諸国を含まない)こととした。東西をこのように限定したのは、東西経済交流の基盤となっている東西貿易が戦後ソ連・東欧と西欧との間で始まったものであり、“East-West Trade”とは歴史的にソ連、東欧諸国と西側先進諸国との間の貿易を意味していることによるものである。

また、以下に記載の東西貿易の計数は、国連貿易統計の年鑑、月報資料によるものであるが、同統計では、ユーゴスラビア(以下「ユーゴ」と略称)の計数は東側でなく西側先進諸国の中に含められている。

## 1. 東西経済交流の推移と現状

## (1) 東西貿易の推移

1958年にソ連のフルシチョフ前首相が平和共存政策を打ち出して以来、東西間の緊張がほぐれ、東西貿易は増加しはじめた。62年にはキューバ事件が発生したが、翌63年ソ連が不作に見舞われた際に米国等がソ連向けに多量の穀物輸出に踏み切ったことが、東西貿易拡大の新たな契機となった。さらに、70年代に入り、独ソ不可侵条約の調印に伴い欧洲における対ソ関係の緊張が緩和し、米ソ両国首脳の相互訪問等により、米ソ間の協調

(第1表)

## 世界貿易と東西貿易の推移

(単位・百万ドル、カッコ内は前年比増加率・%)

	世界貿易	東西貿易	うち西から東へ	東から西へ
1960年	127,810(11.0)	5,027(17.9)	2,520(29.9)	2,507( 7.8)
61	133,850( 4.7)	5,443( 8.3)	2,710( 7.5)	2,733( 9.0)
62	141,320( 5.6)	5,801( 6.6)	2,940( 8.5)	2,861( 4.7)
63	153,850( 8.9)	6,399(10.3)	3,170( 7.8)	3,229(12.9)
64	172,120(11.9)	7,585(18.5)	3,930(24.0)	3,655(13.2)
65	186,400( 8.3)	8,189( 8.0)	4,080( 3.8)	4,109(12.4)
66	203,410( 9.1)	9,522(16.3)	4,670(14.5)	4,852(18.1)
67	214,190( 5.3)	10,275( 7.9)	5,040( 7.9)	5,235( 7.9)
68	239,070(11.6)	10,952( 6.6)	5,380( 6.7)	5,572( 6.4)
69	271,460(13.5)	12,176(11.2)	5,960(10.8)	6,216(11.6)
70	311,660(14.8)	14,060(15.5)	6,940(16.4)	7,120(14.5)
71	347,920(11.6)	15,510(10.3)	7,610( 9.7)	7,900(11.0)
72	408,950(17.5)	18,750(20.9)	10,170(33.6)	8,580( 8.6)

(注) 東から西への輸出には仕向け地不明の輸出が含まれている。

資料：国連統計月報および国連統計年鑑。

が高まってきた。この間、東側の西側からのプラント類の買付けが活発化したこと、72年の農業不振からソ連が米国等から大量の穀物購入を行ったことなどから、70～72年の東西貿易は年平均15.5%の伸びを示したが、これは60年代の前半(60～64年、年平均12.6%増)および後半(65～69年、同9.9%増)のいずれをも大幅に上回るものである。

このように70～72年の東西貿易の伸び率は、同期間ににおける先進国間貿易の年平均伸び率15.9%をわずかながら下回っているものの、南北貿易の同11.0%、さらに世界貿易の同14.6%をいずれも上回っている。こうした状況から、60年以降72年までの世界貿易は3.2倍増加しているのに対し、東西貿易は同期間にそれを上回る3.7倍の増大を示している(第1表参照)。この結果、世界貿易に占める東西貿易の比重は60年の3.9%から、71年4.5%、さらに72年には4.6%へと上昇した。

次に東西貿易の特徴をみてみよう。

まずソ連、東欧諸国の対西側輸出入状況をみると、その輸出総額に占める対西側先進諸国輸出の比重は60年の19.4%から72年には21.8%へ上昇、さらに輸入面においては西側先進諸国との比重は60年の19.5%から72年に26.7%へとより大幅の上昇を見せている。この結果、72年におけるソ連、東欧諸国との西側先進諸国との貿易収支じりは、15.9億ドルの入超と、年間として最大の赤字を示すに至った。

次にソ連、東欧諸国の貿易総額に占める対西側先進諸国貿易額の比重は72年に24.2%(58年18.4%)となっているのに対し、西側先進諸国との貿易総額に占める対ソ連、東欧諸国貿易額の比重は72年においても3.2%(58年2.6%)にすぎない。西側先進諸国とのなかで対ソ連、東欧貿易を促進している国々について72年の状況をみると、輸出入総額に占めるソ連、東欧向け輸出入額の比重は、ソ連、東欧に隣接し利害関係の深いフィンランド

(輸出15%、輸入15.8%)およびオーストリア(輸出11.7%、輸入8.4%)の両国がとくに高いほかは、比較的取引額の多い西ドイツ、イタリアでもせいぜい4ないし5%台にすぎない(日本は輸出2.6%、輸入3%)。このように東西貿易に対する依存度は西側先進諸国よりも、ソ連、東欧諸国の方がはるかに高いといえよう。

品目別にみれば、ソ連、東欧諸国は西側先進諸国に対し従来から主として一次産品を輸出し、工業製品を輸入する後進国型の貿易構造を示している。このような貿易パターンは、大筋としては現在もなお変わっていない。しかしながら、68年と71年の輸出入品構成を対比してみると(第2表参照)、ソ連、東欧諸国との輸入については、食料輸入の比重(12.3→13.1%)が高まっていることが注目される。ソ連は昨年の凶作で同年下期に西側諸国との間に大量の穀物買付け契約を結んでいることもあり、72年、73年の食料輸入の比重は一段(第2表)

ソ連、東欧諸国との西側先進諸国に対する輸出入品構成

(単位・%)

	輸 出		輸 入	
	1968年	1971年	1968年	1971年
一 次 产 品	57.3	50.2	19.7	20.1
食 料	21.0	17.3	12.3	13.1
原 料	16.2	13.0	5.8	5.0
矿 产 品	4.0	4.4	1.3	1.1
燃 料	16.0	15.4	0.3	0.9
工 业 製 品	36.6	40.9	79.2	79.8
非 铁 金 属	4.9	3.9	4.3	3.1
铁 钢	5.3	6.3	9.9	12.2
化 学 品	5.2	5.5	14.8	13.2
机 械 设 备	7.1	9.5	33.3	31.7
自 动 车	1.1	1.2	1.1	2.5
织 纸 品	4.0	4.8	6.6	6.3
そ の 他	8.9	9.7	9.1	10.8
そ の 他	6.1	8.8	1.1	—
計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料: GATT, International Trade, 1971.

と高まるものとみられる。機械設備の輸入比重は若干低下しているものの、依然として最も大きなウエイト(71年31.7%)を示している。一方、ソ連、東欧諸国の輸出については、ソ連はじめ東ドイツ、ポーランドなどの機械類輸出への注力を映し、機械設備輸出の比重(7.1→9.5%)が高まっているのが注目される。

## (2) 東西経済協力の多様化

### イ. 産業協力と合弁事業

ソ連との政治的対立から、コメコン創設の当初から加盟しなかったユーゴ(その後準加盟国)は、早くから西側に経済接近を深めており、60年代に入ってほどなく西側企業と産業協力を始めたが、産業協力ということばが東欧で最初に使用されたのは、65年に締結されたポーランドとイタリアとの間の協力協定からである。国連欧州経済委員会の最近の調査によると、産業協力はすでに約600件行われている。東側ではユーゴが最も多く、次いでハンガリー、ポーランド、ルーマニア等の順であり、一方、西側では西ドイツが最も積極的に協力をやっており、このほかイタリア、フランス、英國、オーストリア等西欧勢の協力が目だっている。

産業協力の最も典型的な形態は、①東側が西側の技術、機械設備を導入し、自国の産業近代化と輸出促進を図り、その代金の一部または全部を生産品で支払う方式である。これは、外貨を節約しつつ、新技術・生産方式を導入でき

るメリットがあり、この種の協力は合成繊維・機械・自動車等諸工業で目だっている。なお、技術・生産協定に加え、輸出地域を決める販売協定まで結ぶ例もある。このほか、②東西それぞれの工場が異なる部品を作り、その組立てを両工場ないし一方の工場で行う協力<sup>(注2)</sup>、③東側のホテル施設等の建設への西側の協力、④発展途上国の発電所や工場建設に東西が技術協力を行うケース、などがある。

最近このような東西間の産業協力では、企業協力の度合いが十分でなく、西側企業の優れた経営技術、市場調査を習得できないため、輸出市場開拓を十分に果たせないなどの理由から、合弁事業を行う動きが目だってきた。すなわち、西欧に設

(第3表)

### 主要な東西合弁企業

#### (1) 西欧内設立の企業

合弁企業名	事業目的
フランス・ソ連の合弁「アクチフ・アフト」*	ソ連製トラクター・農業機械販売
英國・ソ連 ハ 「UMOプラント」	ハ ダンプカー、クレーン ハ
オランダ・ソ連 ハ 「エロルグ」	ソ連のコンピューター端末機器輸入
フランス・ポーランドの合弁「メタレクス・フランス」	フランス、ポーランドの機械設備販売
西ドイツ・ポーランド ハ 「デボルマ」	西ドイツ、ポーランド ハ
フランス・チェコの合弁「スチール・フランス」	チェコ製工作機械販売
イタリア・ルーマニアの合弁(企業名不明)	ルーマニアの石油製品販売
英國・ハンガリーの合弁「メディチャージ」	ハンガリーの医療用ミニバッテリーの生産・販売

(注) 1. \*「アクチフ・アフト」社は、ソ連のトラクトルエクスポートが2百万ドル、フランスのアンテラグラが1百万ドルの出資で設立された。  
2. ユーゴは数多いため除外。

#### (2) ユーゴ内設立の企業

外国企業	提携先ユーゴ企業	事業目的	外国企業出資割合
フィアット(イタリア)	ザスタバ	自動車生産	20%
ベンツ(西ドイツ)	FAP/FAMOS	ハ	15%
シトロエン(フランス)	トマス・イスクラ	ハ	49%
ダンロップ(英國)	ファジップ	タイヤ生産	43%
ジレット(米国)	ユーゴ・コマース	ジレット販売	20%

(注) ルーマニアでは、米国企業(コンピューター端末機器生産)、イタリア企業(アクリル系繊維製造)、西ドイツ企業(船舶用伝導装置生産)と国内にそれぞれ合弁企業を設立することが認められたが、まだ実際には設立されていない模様。

立された合弁企業には、第3表にみられるとおり、東側が輸出促進を目的とする販売会社が多い。しかしながら、東側が技術面で立ち遅れている工業部門の製品の輸入を容易にするため、西欧内に合弁会社を設立する例もある。もっとも、西側に設立された合弁企業は、ユーゴ(約380社)を除き、ソ連、ポーランドおよびルーマニアにおいて各約30社にすぎない(いずれも発展途上国に設立された合弁企業を含む)。

一方、合弁企業を東側内部に設立する動きも生じてきた。まずユーゴは早くから外資導入法を制定(67年)、68年には、ユーゴのザスタバ自動車会社とイタリアのフィアット社とが自動車生産を目的とする合弁企業をユーゴ内に設立した。これは東側内に設立された最初の合弁企業である。同国では、71年に憲法を改正し、外国資本に対する保証を明文化するとともに、外資関係の一連法規を外国投資企業に有利になるよう改訂した(合弁企業による利益のユーゴ内への再投資義務の廃止、課税の軽減等)ため、合弁企業の設立が急速に増大した。ユーゴに次いでルーマニアとハンガリーも、外国企業との合弁会社を認める法的措置(72年)を探った。とくにルーマニアの場合、土地は国に使用料を支払って借り入れ、その他の資産については合弁企業の所有を認める<sup>(注3)</sup>ものといわれており、注目される。また、ユーゴ、ルーマニア、ハンガリー3国とも、西

側の外資出資限度は49%を最高としている。ユーゴでは、外資参加による合弁企業の国内設立は、これまで約85件認められており、イタリアとの合弁が最も多く、ルーマニアでは、73年に入って初めて認められるケースが生じた(第3表参照、ハンガリーはまだ

具体化した事例がない)。

(注2) たとえば、スウェーデンの家具製作会社がその製作に必要な機械設備、図面をポーランドの国営企業に提供し、これによりポーランド側は半製品を作り、スウェーデンに送って完成品にする。

(注3) ユーゴの場合は、合弁企業にその資産の所有を認めず、その所有を当該企業所在の地方公共団体に所属せしめている。

#### □ 金融協力の進展

60年以降東西貿易の増大に伴い、資金需要の高まった東側では、総じて外貨資金繰りが容易でないことから、西欧のユーロ・ドラー市場で資金取入れに努める一方、機械設備の買付けに際し、西側から延払い信用を取りつけ、しかも信用供与期間の長期化を強く要請するに至った。このため、5年を超える長期信用供与が64年ごろから本格化し(ピークは68年、第4表参照)、また、東側銀行のユーロ・ドラー市場における債務超過も64年の2億ドルから、71年には11.7億ドルに著増した(第5表参照)。

しかしながら、東側の工業化進展に伴うプロジェクト(産業開発、工場建設等)の大規模化により、要資も多額になり、従来の延払い信用等でこれを賄うことが困難となってきたこともあって、近年しだいにバンク・ローンの取入れが目だつようになつた。延払い信用からバンク・ローンへの移行については、従来前者がともすれば西側から

(第4表)

西側主要国の対共産圏向け長期(5年超)輸出信用供与状況

(単位・百万ドル)

	1963年	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年
フランス			79	123	249	45	405	74
英 国		142	42	42	103	212	106	58
日 本	27	61	28	103	52	123	59	112
イタリア	11	9	8	88	103	107	—	2
西ドイツ			23	51	42	51	4	46
その他とも計	45	223	294	471	575	600	587	329

資料: OECD、輸出信用保証部会への報告。

(第5表)

東側銀行のユーロ・ダラー・  
ポジションの推移

(各年末、単位・億ドル)

	年 1964	年 1965	年 1966	年 1967	年 1968	年 1969	年 1970	年 1971
債権	2.6	2.9	3.6	4.7	6.6	10.3	16.5	23.0
債務	4.6	5.4	6.7	7.7	9.5	10.0	21.5	34.7

資料：国際決済銀行年報。

東側への機械設備の輸出促進に役立てるため供与されてきたという事情に東側が反発し、東側がみずから判断に基づき経済開発に最も効率的に利用しうる後者を強く要望したことによる面も多い。このようなバンク・ローンは借款団形成によるコンソーシアムにより調達されることも少なくなく、しかもコンソーシアムは西側数か国の銀行団により形成されることもあり、このため東西間の金融協力はますます多角化してきている。一方、こうした動きに対し、東側でも従来の個別借り入れに加え、東側諸国が共同して資金借り入れを行う傾向も生じ、コメコン銀行(コメコン域内の決済機関)は71年以降再三ユーロ・ダラー市場やコンソーシアムから資金調達を行っている。

次に金融機関の東西交流状況をみてみよう。

西側金融機関のモスクワ駐在員事務所開設が昨年、ソ連当局により認可され、本年に入り、チーズ・マンハッタン銀行(米国)、クレディ・リヨネ(フランス)、カンサリス・オサケ銀行(フィンランド)、トイチエ銀行およびドレスナーベンク(西ドイツ)等が開所している。事務所開設に伴い、貿易に関する情報、貿易金融の取次ぎなどを行うルートがソ連との間にできたことは少

ながらざるメリットとみられる。一方、ソ連は戦後、西欧に2行(戦前3行、注4参照)銀行を設立したが、現地法人の独立銀行ばかりである。ソ連系銀行はソ連等社会主義諸国の通商関係を助長するため、外国為替、貿易金融業務を行っているほか、ユーロ、アジア・ダラー取引等にも注力している。また、東欧でも外国為替業務を行う銀行がロンドン、パリ等に事務所ないし支店を設けている。

とくに注目されるのは、最近第6表のような東西合弁の金融機関が設立されたようになったことである。

(注4) ソ連系銀行

(銀行名)	(設立時期、場所)	(資本金)
○モスクワ・ナロードヌイ銀行		
本店	1919年 ロンドン	5百万ポンド
支店	1963 ベイルート	
	1971 シンガポール	
○北欧商業銀行	1921 パリ	1億フランス・フラン
○ロシア・イラン銀行	1923 テヘラン	3億リアル
○ヴォスホート銀行	1966 チューリヒ	1千万イス・フラン
○オスト・ウエスト・ハンデルス銀行	1971 フランクフルト	2千万ドイツ・マルク

(第6表)

東 西 合 卍 金 融 機 関

名 称	東 側	西 側	設立時期 場 所	資 本 金
セントロ フィン	ポーランド 外 貿 銀 行	英国、フラン ス、イタリア、 日本、オース トリア等6か 國の銀行	1971年4月、 ウイーン	7百万オースト リア・シリング 等額共同出資
フレンチ・ ルーマニア ン銀行	ルーマニア 外 貿 銀 行	クレディ・リ ヨネ等フラン ス系銀行8行	1971年10月、 パリ	2千万フランス・ フラン 東側、西側それ ぞれ50%出資
アングロ・ ルーマニア ン銀行	〃	バークレー銀 行(英國)とハ ノーバー・ト ラスト(米国) の2行	1973年6月、 ロンドン	3百万ポンド 東側、西側それ ぞれ50%出資

## 2. わが国とソ連、東欧との経済交流

わが国は57年にソ連と通商航海条約および貿易支払協定を締結し、その後引き続き東欧諸国とも同条約、協定の締結を行った。以来、これら諸国との貿易はだいに拡大し、70年には、輸出入総額は10億ドルを超えるに至った(米国の場合は72年になって10億ドルを超えた)。しかし、わが国と東欧は地理的に遠隔でなじみが薄いこともある、わが国のソ連、東欧諸国との貿易総額に占める7~8割は対ソ貿易で占められている。一方、ソ連、東欧諸国との産業協力は今までのところ西欧諸国のように活発でなく、合弁事業も著しく遅れており、わが国とソ連、東欧との経済交流は依然として商品貿易が中心になっている。

まず貿易面をみると、第7表のとおり、63年以降72年までの10年間に日ソ貿易は3.4倍増大し、わが国と東欧諸国との貿易は8.3倍も増加した。もっとも、わが国の輸出入総額に占める対ソ連、東欧輸出入額の比重は、72年において2.7%(中国等アジア共産圏を含めると5.1%)にとどまっており、同年における西側先進諸国の輸出入総額に占める対ソ連、東欧輸出入額の比重の3.2%を下回っている。次にわが国のソ連との輸出入品構成(第8表参照)をみると、わが国の輸出は電気・輸

送機械、鉄鋼、プラスチック製品が主力で、繊維製品の比重が近年低下しているのが注目される。

一方、対ソ輸入は木材はじめ綿花、鉄鉱石、石炭等の原燃料が中心であり、最近白金の輸入も目だっている。また、わが国の東欧との輸出入品構成は、東欧各国の品目が区々で取りまとめがたいが、総じて、対東欧輸出の主力は機械設備はじめ鉄鋼・繊維製品であり、一方、対東欧輸入は農畜産品はじめ石炭、銅(ポーランド)、石油(ルーマニア)などが中心になっている。このようにわが国の対ソ連、東欧貿易は機械設備の輸出が進歩している反面、原燃料以外ソ連、東欧諸国からの輸入希望品目に制約があるので、72年までの近年の貿易推移をみると、輸出の増大に対して輸入に伸び悩み傾向がみられる。すなわち、対ソ貿易の収支じりの入超幅は67年をピークに縮小傾向を示している一方、対東欧貿易も70年まで入超であったのが71年に出超に転じ、72年も出超を続けている。

一方、わが国はソ連との間ですでに極東森林資源開発、ウランゲル港建設および広葉樹パルプ材・チップ開発の三つのプロジェクトにつき協力をを行い、それぞれ成果を収めている。しかし、東欧諸国との協力は東欧に対し繊維製品等の委託加工協力を求めて輸出促進を図ろうとしているほかは、東欧内にホテルなど観光的施設の建設協力の

(第7表)

わが国対ソ連、東欧貿易の推移

(単位・百万ドル)

	1963年	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年
対ソ連										
輸 出	158.1	181.8	168.4	214.0	157.7	179.0	268.2	340.9	377.3	504.2
輸 入	161.9	226.7	240.2	300.4	453.9	463.5	461.6	481.0	495.9	593.9
差引輸出入(△)超	△ 3.8	△ 44.9	△ 71.8	△ 86.4	△ 296.2	△ 284.5	△ 193.4	△ 140.1	△ 118.6	△ 89.7
対東欧諸国										
輸 出	19.5	34.0	38.2	59.1	70.7	53.5	73.5	105.8	159.3	231.9
輸 入	20.3	30.0	35.7	48.6	108.0	108.9	113.3	111.3	82.9	99.6
差引輸出入(△)超	△ 0.8	4.0	2.5	10.5	△ 37.3	△ 55.4	△ 39.8	△ 5.5	76.4	132.3
対ソ連、東欧貿易の前年比増加率(%)	9.4	31.3	2.1	28.9	27.0	1.8	13.9	13.4	7.4	28.2

(第8表)

わが国の対ソ連輸出入品構成

(単位・%)

	輸出			輸入				
	1966年	1970年	1972年		1966年	1970年	1972年	
軽工業品	27.0	36.2	27.8	綿	花	4.3	5.1	12.7
うち(繊維品)	(22.4)	(30.5)	(22.6)	鉄	鉱	0.7	2.7	2.2
重化工業品	70.5	60.1	70.6	木	材	25.5	41.1	38.0
うち(機械機器)	(43.2)	(31.9)	(40.4)	石	炭	7.6	9.1	8.3
(金属品)	(16.1)	(16.2)	(20.5)	銑	鉄	13.9	4.8	0.9
(化学生品)	(11.2)	(12.0)	(9.7)	白	金	4.2	4.0	8.3
その他とも計	100.0	100.0	100.0	その他とも計	100.0	100.0	100.0	

話が出はじめている程度である。また、合弁事業については、わが国に設立された合弁企業は、ソ連との場合には海運関係の代理店業務を行う1社だけであり、東欧との場合には5社の合弁企業が設立されているが、いずれも東欧諸国産品の食料品等の輸出促進を図る貿易会社ばかりである。以上合弁企業の出資割合は日本側、ソ連ないしは東欧側それぞれ50%ずつになっている(なお、ソ連および東欧内に設立のわが国との合弁企業はまだ実現していない)。

さらに、金融面においては、わが国は機械設備の輸出を促進する見地から、すでに60年、ソ連向け繊維機械輸出に5年の延払い信用を供与し、西欧諸国に伍して輸出信用を実行している。また、5年を超える長期の延払い信用も、西欧諸国のように長期(10年以上)のものはないが、かなり活発に東側に与えてきた。これにひきかえ、バンク・ローンについては、西欧諸国の中には64年ごろから東側に与えてきた国があるのに対し、わが国の場合にはようやく72年になって行われるようになった。

### 3. 東西経済交流活発化の背景

以上に述べた東西間における経済交流活発化の政治的、経済的背景はおおむね次のとおり。

#### (1) 政治的背景

東西経済交流は体制の異なる東側と西側との交流であるので、政治的側面に左右されるところが少くない。50年代半ば朝鮮戦争の終結等による東西間の緊張緩和に伴い、ソ連の平和共存政策が打ち出され、60年代に入ってから東西経済交流をめぐる政治環境は好転した。62年にはキ

ューバ事件が発生し、米ソ間の緊張はとみに高まったが、危機は回避され、平和共存路線が維持された。この間、東側においては、イデオロギーの対立から中ソが離反の傾向を強め、ソ連を中心とする共産圏の一枚岩の団結が崩れはじめた。また、東欧諸国の中では自主的な動きが生じ、西側に経済接近を行う動きが目だつようになった。

70年代に入ると、東西交流に新たな情勢の変化が生じた。これは、東西両独間における「一般交通条約」の調印、両独関係正常化のための「基本条約」の仮調印により、欧州における緊張の焦点が消滅したこと、米国と中国との関係が改善され、しかもベトナム戦争の終結もあって、米国の大統領外交が著しく改善し、東西経済交流の政策面においても米国がにわかに積極的な姿勢をとりはじめたことによるところが大きい。

#### (2) 東側の経済的背景

##### (コメコン経済統合の行き詰まり)

コメコンでは60年代に経済統合を目指し、コメコンを超国家的機関に改組する提案がソ連によってなされたが、東欧から激しい反対にあい実現しなかった。また、コメコン域内の国際分業の確立は各国の利害関係の対立から、共同投資は域内資本の不足から、多角貿易および多角決済は各國の価格形成が区々でしかも域内決済通貨の振替ル

ブルに交換性がないことから、いずれもみるべき成果を挙げていない。71年7月開催の第25回コメコン総会であらためて経済統合を目指すプログラムの採択が行われたが、具体的な成果を期待できるにはほど遠いありさまである。かかる事情から、東欧諸国は自国の開発についてコメコンに頼りえないとみて、経済発展に必要な技術、設備、資本の導入のために西側への経済接近を深めている。

#### (西側の先進的技術、設備の導入)

戦後ソ連においては重工業発展策を採り、鉄鋼業はじめエネルギー産業、一部の機械工業などがめざましい発展を遂げたが、冷戦の間に西側先進諸国では急速な技術革新が行われ、エレクトロニクス、石油化学、自動車工業等最先端工業分野で著しい発展がみられたため、そうした面で西側先進諸国に著しい立遅れを示すこととなった。東西緊張緩和に伴い、ソ連はこのような技術面での遅れを取り戻すためにも、西側から先進的な技術、設備の輸入促進を余儀なくされている。東欧諸国も、こうしたソ連の動きに勢いを得て、西側からの技術、設備の導入により積極的となっている。

#### (消費財部門の立遅れと農業不振)

ソ連、東欧諸国では戦後重工業発展策を採り、かなりの経済成長を達成した。しかしながら、この間消費財工業部門が立ち遅れ、また農業生産も停滞したため、しだいに経済成長は鈍化し、西欧諸国との生活水準の格差が拡大した。このため、ソ連、東欧諸国では近年国民福祉の向上が強調され、消費財工業の発展に注力することとなったが、既存の機械設備だけでは目標の達成はおぼつかなく、西側の技術、ノウハウ、機械設備を導入せざるをえない状況である。また、ソ連においては、昨年は凶作のため、西側諸国から穀物を大量輸入して食糧不足を補うことを余儀なくされた

が、農業不振が畜産部門に及ぼす悪影響はぬぐいきれず、このため畜産製品も西側からの輸入に依存せざるをえなくなっている。

#### (西側からの外貨取入れ)

このようにソ連が農業面の改善を図り、消費生活を充実させ、かつ国防力を維持するには今後国内においてよりいっそうの投資が必要である。しかも、発展途上国に対する援助にも多額の資金を要する。したがって、最近ではソ連は極力西側からの資金調達に注力しており、西側からの借款受入れが恒常化してきているように見受けられる。また、東欧諸国でも、国内の工業水準を向上させ西側に輸出可能な製品を数多く生産する見地から、先進的な技術、設備の導入に熱意を燃やしているが、ソ連からの資金援助を容易に獲得できない状況のもとでは、結局西側からの資金調達に依存せざるをえないありさまである。

### (3) 西側の経済的背景

#### (東側市場の開拓)

ソ連において西側から設備輸入需要が大規模化していること、最近国民福祉の向上のため食器、壁紙等日常品まで輸入需要が広がっていること、さらに今後シベリア資源開発協力等が実現すれば多額の開発設備資材の輸入も期待されることなどから、西側先進諸国との間でもソ連市場を開拓しようとする動きは一段と強まりつつある。また、これまでソ連の輸入決済が確実に行われてきた実績が大いに買われている面も見のがせない。一方、東欧諸国では、西側との経済交流は従来その隣接の西欧諸国とともに緊密であったが、最近ではこのほかの西側諸国が東欧市場の開拓を行おうとする気運も盛り上がっている。こうした情勢もあって、西側はソ連、東欧諸国に対し、ココム規制品目であっても、必要に応じ、ココム本部(パリ)の了解を取りつけ弾力的な輸出を行うようになっている。この間、とくに注目されるのは、西欧諸国

の企業が東側市場確保の見地から、商品貿易のみならず、東側と産業協力・合弁事業等の企業協力面に注力し、東側の低廉な労働力を使って製品コストを引き下げ輸出促進を図り、また、西欧内に東側との合弁企業を設立して製品輸出を行いやすくなる環境づくりに努めている点である。

(米国の輸出規制と最近における政策転換)

従来米国の対共産圏貿易規制は政治的立場もあって非常に厳しく、60年代を通じて共産圏との貿易を促進してきた西欧諸国や日本と著しい対照を示してきた。しかしながら、西欧諸国の経済力が上昇し、これに伴い東西貿易に対する主導権を掌握した西欧諸国が東側との貿易で大きな利益を確保しているのをながめ、米国内にも漸次東西貿易拡大の気運が高まり、69年には、米国の対共産圏貿易を規制する有力な法律の一つである「輸出統制法」(49年成立)が期限切れとなつたのを機会に新「輸出管理法」<sup>(注5)</sup>が成立した。

その後、スタンズ商務長官(71年11月)およびニクソン大統領(翌年5月)の訪ソを契機として米ソ接近は急速に盛り上がり、米ソ間において、72年7月、ソ連への大量穀物輸出を取り決めた穀物協定が調印されたのに引き続き、同年10月、ソ連に最惠国待遇を与え、かつ米国輸出入銀行の信用供与をソ連にも適用するなど注目すべき貿易支払協定、信用供与協定が締結された。本年6月、ブレジネフ書記長の訪米に際しても、米ソ経済協力発展に關係深い協定の調印が行われ、いまや米ソ間においては、平和共存から協力共存へ移行しつつあるかの觀を呈している。

(注5) 新「輸出管理法」では、米国の安全上必要な場合を除き、共産圏諸国が非共産圏から容易に入手しうる品目については、原則として対共産圏輸出ができる旨規定されている。

#### 4. 問題点と見通し

##### (1) 東西経済交流をめぐる諸問題

東西経済交流の妨げとなっているのは、基本的には、東側と西側との体制の相違に基づく問題である。すなわち、①東側(ユーゴを除く)の貿易は国家独占で、年間の輸出入量は国家の国民経済発展計画に基づいて決められていること、②ひとたび貿易計画が定まると、情勢の変化に応じて改訂されることがほとんどないこと、③型どおりの品目、価格で輸出入を行おうとすることなど、すべて中央からの指示どおりに処理し、彈力性がないため、東側との貿易交渉はともすれば円滑を欠くうらみがある。また、東側では依然として2国間貿易バランスを固執する傾向があり、しかも極力自力で計画達成を図り、貿易依存度を低めようとの考え方があつてある。加えて東側においては、国内価格が政府により恣意的に決められる傾向があり、西側のようなプライス・メカニズムが働くために、各国の価格形成が区々であり、このため東側が西側に対してダンピング輸出を行っても、西側ではその実体を把握できない不都合な問題も生じている。

次に西側先進国から東西貿易をみると、前記のごとく、貿易総額の約3%にすぎず、これは東側の食料・原料以外西側が希望する輸入商品が少ないことに一因があり、今後東側は輸出面でよりいっそうの努力を払う必要があろう。それに、最近開催された東西貿易、産業協力會議(西欧も参加)において、東欧内の一帯で実行に移されている合弁事業に対し、ソ連代表が社会主義の原則にもとるものであると反論し、このような東欧の動きに牽制を加えようとしていることも見すごしてはならない。また、西側において、米国の大幅緩和政策にもかかわらず、まだ対共産圏輸出規制が残っていることも東西貿易の阻害要因といえよう。

## (2) 見 通 し

ソ連においては経済成長の鈍化を改善し再び成長を高めるためには、国内投資を一段と増大し、かつ技術革新を推進する必要がある。このため、ソ連が西側との経済交流を盛んにすれば、西側の技術革新の導入やシベリア・極東地域の資源開発協力が西側から得られるほか、資源輸出に伴う外貨取得が国民生活水準の向上に役だつことがソ連において強調されている。一方、東欧の中にはソ連以上に西側へ経済接近を深めている国々があり、これがコメコン結束の弱体化に影響を与えることに対しては、ソ連は十分な警戒を払っているが、ソ連自体が今後西側との経済交流をいっそう促進の要があるため、経済的自覚の高揚している東欧諸国にソ連が必要以上の干渉を加えることができない情勢になっている。したがって、技術、

資本の不足に悩む東欧諸国の西側への経済接近はなお深められていくものと思われる。

すでに、東欧諸国の中には、西側の先進的な技術、機械設備を導入し、これによる製品を西側先進国や発展途上国向けに輸出するパターンも醸成されつつある。また、西側の協力により、ソ連はじめ一部東欧諸国での資源開発が進められるならば、東側の資源輸出の著増も期待される。

したがって、東西経済交流は今後も引き続き進展するものと予想されるが、それには東西間の政治情勢が安定していることが前提になる。また、西側と異なった東側の経済体制に起因する阻害要因は容易には除去されないとみられることもあり、経済交流は少なくとも当面のところゆるやかな拡大基調をたどるにとどまるものと思われる。